

## 第8回情報公開委員会検討部会議事概要

平成20年11月27日  
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日 時 平成20年10月22日(水) 15:00～17:00
2. 場 所 東京都千代田区内幸町1丁目3番1号  
幸ビル13階 会議室1303号室
3. 出席者 部会長 棟居 快行 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授  
委 員 碧海 西癸 消費生活アドバイザー  
委 員 浅田 正彦 京都大学 大学院 法学研究科 教授  
委 員 高後 元彦 弁護士  
委 員 鈴木 秀美 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授  
委 員 高橋 明男 大阪大学 大学院 法学研究科 教授  
委 員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 参事
4. 議 題 (1) 平成19年度開示請求対応状況について  
(2) 開示請求対応状況について(平成20年6月19日以降)  
① 地下坑道施工技術高度化開発の提案書  
(平成19年度及び平成20年度)  
(3) その他
5. 配布資料  
部会8-1 平成19年度の情報公開施行状況について  
部会8-2 地下坑道施工技術高度化開発の提案書(平成19年度及び平成20年度)に関する請求対応について
6. 議事要旨  
(1) 平成19年度開示請求対応状況について  
事務局から、配布資料部会8-1に基づき平成19年度開示請求対応状況について説明があった。これに対して、以下の質疑応答があった。  
(委員) 請求件数が平成18年度の81件から32件に減少した理由として、ホームページ等による情報提供の充実などを挙げているが、その理由を裏付ける具体的な根拠はあるのか。  
(機構) 機構が行った情報提供と開示請求件数との関係について調査したわけではないが、たとえば、登録済みの研究開発成果報告書のほとんどが機構のホームページに掲載され、自由に閲覧、ダウンロードが出来る状態になっており、開示請求をしなくても、それらの報告書は入手可能となっている。また、19年度は特定事案に対する多数の開示請求がなかった。  
(委員) 平成19年度に事務・事業情報として不開示としたものの中には、本来、法人情報として不開示とすべきものがあったのではないか。

事務・事業として不開示とする場合には、法人情報などよりも一層厳しく解釈する必要があるのではないか。

(機構) 事務・事業情報として安易に不開示とされることのないよう、一層厳格な運用に努める。

(委員) 昭和30年代に作成された古い文書も請求されたとのことであるが、たとえば、古い文書は公文書館へ移管するなどの措置は行っていないのか。

(機構) 現時点では、公文書館に文書を移管したことはない。古い文書も、独立行政法人等情報公開法第23条第2項の考え方を受けて制定した文書管理規程にしたがって管理を行っている。

(委員) 事務・事業情報として、不開示とするものの不開示理由には、法第5条4号に例示されたイ～ト等のいずれに該当するのかを明示すべきである。

(機構) 拝承。

## (2) 平成19年度開示請求対応状況について

① 地下坑道施工技術高度化開発の提案書(平成19年度及び平成20年度) 主管部署から、配布資料部会8-2に基づき請求対応について説明があった。これに対して、以下の質疑応答があった。

(委員) 対象文書の実施体制では、同じ役職にある一般職員の氏名を開示しているものと、不開示としているものがあるが、なぜか。

(機構) 一般職員であっても請求対象文書において発表論文の共著として氏名が公表されている職員は氏名を開示した。

(委員) 公表されている情報に生年月日等も含まれている可能性があるのではないか。

(機構) 他の団体などが公表しているものはあると思うが、機構として個々の職員の生年月日等は公表していない。

## (3) その他

① 事務局から平成20年8月16日(土)毎日新聞(夕刊)11面記事「憂楽帳」に掲載された機構の開示請求の対応経緯について説明があった。

以上